

日銀による気候変動対応オペにおける「対象投融資に関する開示」の報告書

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資(以下「対象投融資」と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

2. サステナビリティ・リンク・ローン(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。)

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)

・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、原則として、外部評価を取得していることを確認しています(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることの確認を含む)。

3. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(金融庁、経済産業省、環境省)
- ・グリーンローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・グリーンボンド原則(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・グリーンボンドガイドライン(環境省)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下に該当する融資(資金使途が以下の通り限定されている)であること

①グリーンビルディング(*)への融資

(*)政府または国際的に認知されたグリーンビルディングの第三者認証を取得しているもの

(*)適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

みずほフィナンシャルグループでは、経営会議にてサステナブルファイナンス・環境ファイナンスを定義し、長期目標を設定しています。上記①に該当する融資は、「環境事業を資金使途とするファイナンス」として環境ファイナンスに含まれています。個別案件の当該基準への適合性については、資金使途をもとに①の融資に該当することを、商品を所管する本部部署(*)が確認しています。

(*)コーポレート・インスティテューショナル業務部、法人業務部ほか

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

サステナビリティローン:

サステナビリティボンド・ガイドライン(国際資本市場協会<

International Capital Market Association>)に準拠・適合するもの

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

みずほフィナンシャルグループでは、経営会議にてサステナブルファイナンス・環境ファイナンスを定義し、長期目標を設定しています。上記の融資は「環境・社会事業を資金使途とするファイナンス」としてサステナブルファイナンスに含まれています。個別案件の当該基準への適合性については、外部評価を取得している

ことを確認しています。

以 上